

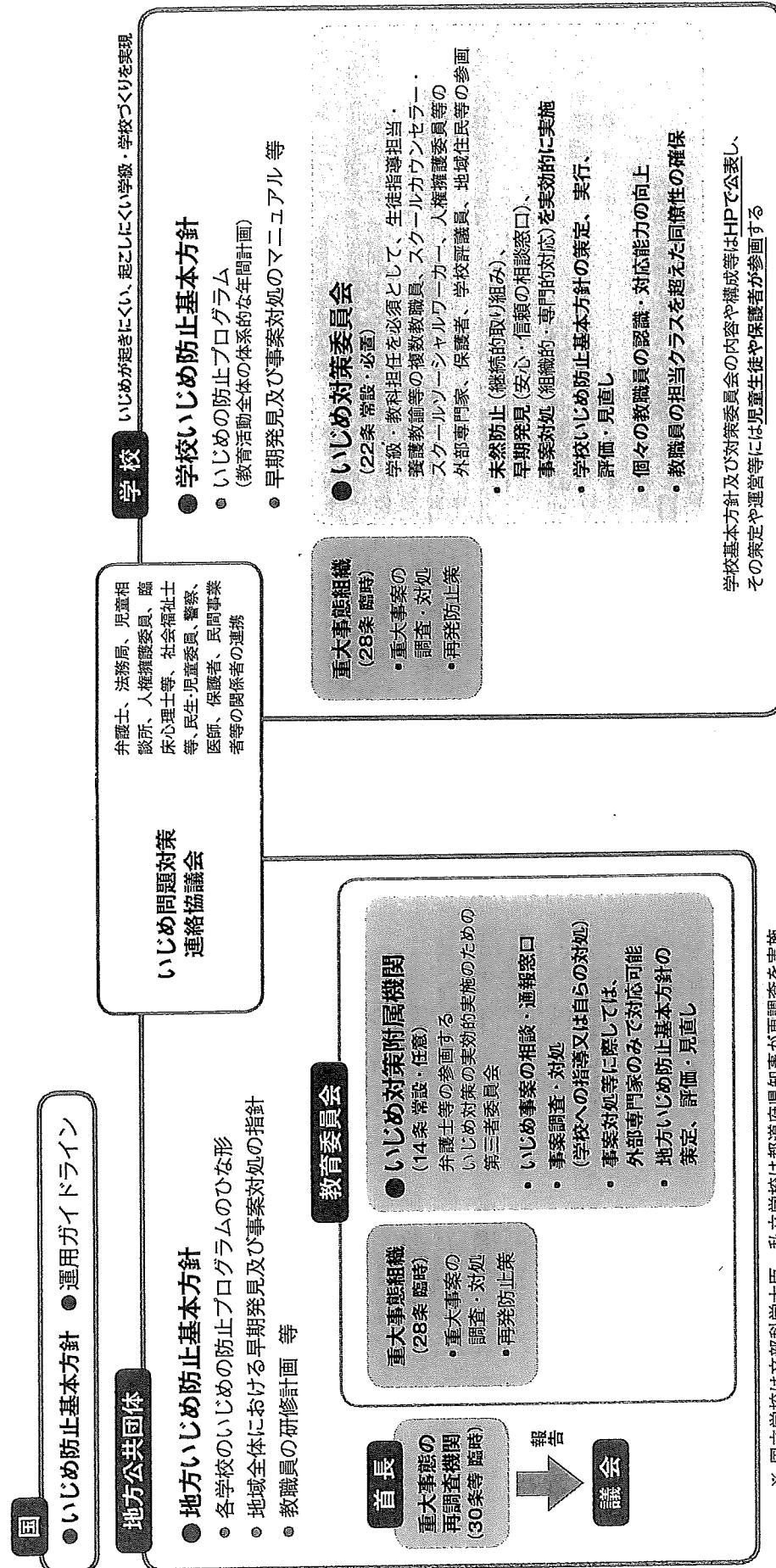
## いじめ防止対策推進法（概要）

- いじめ防止基本方針 ● 運用ガイドライン
- 地方公共団体

### 【基本理念】

いじめの本質への理解、関係者の連携、  
生命・心身の保護、被害者に寄り添つた対応、  
児童生徒の主体的・積極的な参画等

- 【趣旨】  
学校・地域の構造的問題の解決のため、  
「いじめの未然防止、早期発見、事業対処」  
の全てに、実効性ある仕組みを実現



※ 国立学校は文部科学大臣、私立学校は都道府県知事が再調査を実施

### 事業対処ルール

- 被害者に寄り添つた対策（二次被害の防止等）
- アンケート調査や聞き取り調査の実施
- 外部専門家の参画による中立・公正等の確保
- 被害者に対する情報提供（法的説明責任）

- 対策全体のPDCAサイクルの実行  
(先進事例の地域共有等)
- 調査研究の推進
- 隠れい等防止及び対策推進確保のための  
新たな学校・教員評価
- 高等専門学校・専修学校における措置

出典：小西洋之著『いじめ防止対策推進法の解説と具体策』法律で向が変わり、教育現場は何をしなければならないのか 2014 年 WAVE 出版より小西洋之事務所作成